

議案第10号

平成29年度桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度桑名広域清掃事業組合のごみ処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成29年3月30日提出

桑名広域清掃事業組合
管理者 伊藤徳宇

ごみ処理施設整備事業特別会計

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
可燃ごみ焼却施設整備事業費	平成29年度から 平成31年度まで	千円 13,046,400

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国(県) 支出金	地方債	その他	
可燃ごみ焼却施設整備 事業費 (29)	千円 13,046,400		千円	3	限度額の 範囲	千円 3,639,539	千円 7,547,100	千円	千円 1,859,761